

最高裁秘書第3627号

平成29年8月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

7月27日付け（同月31日受付，最高裁秘書第3402号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

71期以降の司法修習生に対する修習給付金が非課税所得又は雑所得に該当するかどうかに関して，最高裁判所が作成し，又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

